

平成 25 年 9 月 定例会

請願・陳情参考資料

(平成 25 年 9 月 12 日)

福祉保健部

## 陳情(継続)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況									
24年-3号 (24.2.16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出について  鳥取市三津876 全日本国立医療労働組合 鳥取医療センター支部 支部長 杉谷 達恵	<p>1 鳥取県保健医療計画において、鳥取医療センターは、精神科救急医療機関、脳卒中の回復期の医療機関等として位置付けている。また、県内に数少ない重症心身障害児施設の機能を担っている。</p> <p>○鳥取医療センターの病床数</p> <table> <tr> <td>一般病床</td> <td>292床</td> <td>(うち重症心身障害児施設 160床)</td> </tr> <tr> <td>精神病床</td> <td>213床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>結核病床</td> <td>18床</td> <td>合計 523床</td> </tr> </table> <p>2 鳥取医療センターが地域医療において果たしている役割等に鑑み、鳥取県地域医療再生計画に、脳卒中の回復期の設備、周産期母子医療センターの新生児集中治療管理室で長期化した慢性的患者の受入れに必要な医療機器、統合失調症等の診断機器等の整備や充実を盛り込み、支援を行っている。また、国庫補助制度を活用し、平成24年度から新たに精神科救急医療体制整備の委託を行っている。</p> <p>3 医師・看護師の確保のために、奨学金や修学資金等の貸付などを行い、将来県内で働く医師・看護師の確保に努めている。</p>	一般病床	292床	(うち重症心身障害児施設 160床)	精神病床	213床		結核病床	18床	合計 523床
一般病床	292床	(うち重症心身障害児施設 160床)										
精神病床	213床											
結核病床	18床	合計 523床										

## 陳情(継続)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
24年-4号 (24.2.16)	福祉保健	国民医療と国立病院の充実強化を求める意見書の提出について  米子市車尾4丁目17番1号 全日本国立医療労働組合 米子支部 支部長 渡辺 和志	<p>1 總取県保健医療計画において、米子医療センターは、地域がん診療連携拠点病院、脳卒中の急性期の医療機関、糖尿病の急性増悪時治療、専門治療及び慢性合併症(透析)を行う病院、二次救急医療機関等として位置付けている。</p> <p>また、県内唯一の腎臓移植登録施設である米子医療センターは、平成24年度に全面建替整備に着手した。</p> <p>○病院建替工事の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工 期 平成24年6月～平成26年12月</li> <li>・建物規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階建 延床面積 19,969m<sup>2</sup></li> <li>・病 床 数 270床(緩和ケア病棟20床増床)</li> <li>・機能の充実 緩和ケア病棟の整備 腎センターの整備 造血幹細胞移植センターの整備</li> </ul> <p>2 米子医療センターの地域医療において果たしている役割等に鑑み、鳥取県地域医療再生計画に、腎センター、看護師養成所、緩和ケア病床、がん診療機器、無菌室等の整備や充実を盛り込み、支援を行っている。また、国庫補助事業を活用し、平成24年度から新たに小児救急輪番の実施への補助を行っている。</p> <p>3 医師・看護師の確保のために、奨学金や修学資金等の貸付などを行い、将来県内で働く医師・看護師の確保に努めている。</p>

## 陳情(継続)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																						
24年-19号 (24.9.13)	福祉保健	<p>誘致等により看護師等養成所を設置することについて</p> <p>鳥取市三津876番地 鳥取市看護師等養成機関の新たな設置検討会会長 独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター 院長 下田 光太郎</p>	<p>1 平成23年から平成27年の第7次看護職員需給見通しでは、単年で240人～320人の看護職員の不足が見込まれている。また、今年度の看護職員異動調査においては、6月時点での県内病院で224人の看護師が不足状態である。</p> <p>2 県としても、看護師確保のため修学資金の貸付の拡大や看護師養成機関の定員増、離職防止等に取り組み、その結果、看護師数は年々増加してきたが、需要に供給が追いつかないのが現状であり、看護師確保は喫緊の課題と認識している。</p> <p>3 東部、中部での新たな看護師養成機関の設置への動きを実現するため、「看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会」を設置し(平成24年11月に第1回検討会を開催し、これまで5回の検討会を開催)、それぞれの計画の内容を伺いながら、その検討状況と同時並行で、その実現に向けての課題や対応策を議論し、看護師養成の抜本的拡充に向けて県としての支援策を検討していく。</p> <p>4 新たな看護師養成所の構想について</p> <table border="1" data-bbox="1017 592 2012 1346"> <tbody> <tr> <td>設置者</td><td>鳥取看護大学 学校法人藤田学院</td><td>鳥取市医療看護専門学校(仮称) 学校法人大阪滋慶学園</td></tr> <tr> <td>設置場所</td><td>倉吉市福庭854</td><td>鳥取市東品治103-2</td></tr> <tr> <td>定員</td><td>看護部看護学科80名 (単科4年制、計320名)</td><td>看護課程80名(3年課程、計240名) 理学療法士40名(3年課程) 作業療法士40名(3年課程) 言語聴覚士40名(2年課程)</td></tr> <tr> <td>学費 (年間)</td><td>1,450千円(入学初年度は 1,750千円)</td><td>1,000千円程度</td></tr> <tr> <td>設置経費等</td><td>総事業費は25.5億円 ・開設準備経費0.5億円 ・完成年度までの累積赤字 1.6億円 ・新寮建設費4億円 ・設置経費等19.4億円 (施設13.9億円、設備1.5億円、開設年度の経常経費4億円))</td><td>鳥取市は学校用地を取得し、学校法人に無償貸付。 ・設置経費 12.7億円 (施設9.7億円、設備2.7億円、設計管理費0.3億円)</td></tr> <tr> <td>公的支援</td><td>法人は設置経費等のうち 16.4億円の公的支援を要望 しており、新寮建設費等残りの経費については法人負担の予定。</td><td> <input type="checkbox"/>建設費等  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫(県負担無し) ・施設整備1.7億円 ・設備整備7百万円</li> <li>・市:施設整備3億円 ・市は県に1.5億円の支援を要望</li> </ul> <input type="checkbox"/>運営経費  <ul style="list-style-type: none"> <li>・約26百万円/年(国1/2、県義務負担1/2)</li> <li>・県:10百万円(単県補助)/年</li> </ul> </td></tr> <tr> <td colspan="4">5 鳥取市医療看護専門学校(仮称)の学生用駐車場の対応 鳥取市が学校法人に対し、学生駐車場を近隣の日本海新聞社駐車場及び日ノ丸産業駅南駐車場で確保するよう要請した。</td></tr> </tbody> </table>	設置者	鳥取看護大学 学校法人藤田学院	鳥取市医療看護専門学校(仮称) 学校法人大阪滋慶学園	設置場所	倉吉市福庭854	鳥取市東品治103-2	定員	看護部看護学科80名 (単科4年制、計320名)	看護課程80名(3年課程、計240名) 理学療法士40名(3年課程) 作業療法士40名(3年課程) 言語聴覚士40名(2年課程)	学費 (年間)	1,450千円(入学初年度は 1,750千円)	1,000千円程度	設置経費等	総事業費は25.5億円 ・開設準備経費0.5億円 ・完成年度までの累積赤字 1.6億円 ・新寮建設費4億円 ・設置経費等19.4億円 (施設13.9億円、設備1.5億円、開設年度の経常経費4億円))	鳥取市は学校用地を取得し、学校法人に無償貸付。 ・設置経費 12.7億円 (施設9.7億円、設備2.7億円、設計管理費0.3億円)	公的支援	法人は設置経費等のうち 16.4億円の公的支援を要望 しており、新寮建設費等残りの経費については法人負担の予定。	<input type="checkbox"/> 建設費等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫(県負担無し) ・施設整備1.7億円 ・設備整備7百万円</li> <li>・市:施設整備3億円 ・市は県に1.5億円の支援を要望</li> </ul> <input type="checkbox"/> 運営経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・約26百万円/年(国1/2、県義務負担1/2)</li> <li>・県:10百万円(単県補助)/年</li> </ul>	5 鳥取市医療看護専門学校(仮称)の学生用駐車場の対応 鳥取市が学校法人に対し、学生駐車場を近隣の日本海新聞社駐車場及び日ノ丸産業駅南駐車場で確保するよう要請した。			
設置者	鳥取看護大学 学校法人藤田学院	鳥取市医療看護専門学校(仮称) 学校法人大阪滋慶学園																							
設置場所	倉吉市福庭854	鳥取市東品治103-2																							
定員	看護部看護学科80名 (単科4年制、計320名)	看護課程80名(3年課程、計240名) 理学療法士40名(3年課程) 作業療法士40名(3年課程) 言語聴覚士40名(2年課程)																							
学費 (年間)	1,450千円(入学初年度は 1,750千円)	1,000千円程度																							
設置経費等	総事業費は25.5億円 ・開設準備経費0.5億円 ・完成年度までの累積赤字 1.6億円 ・新寮建設費4億円 ・設置経費等19.4億円 (施設13.9億円、設備1.5億円、開設年度の経常経費4億円))	鳥取市は学校用地を取得し、学校法人に無償貸付。 ・設置経費 12.7億円 (施設9.7億円、設備2.7億円、設計管理費0.3億円)																							
公的支援	法人は設置経費等のうち 16.4億円の公的支援を要望 しており、新寮建設費等残りの経費については法人負担の予定。	<input type="checkbox"/> 建設費等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫(県負担無し) ・施設整備1.7億円 ・設備整備7百万円</li> <li>・市:施設整備3億円 ・市は県に1.5億円の支援を要望</li> </ul> <input type="checkbox"/> 運営経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・約26百万円/年(国1/2、県義務負担1/2)</li> <li>・県:10百万円(単県補助)/年</li> </ul>																							
5 鳥取市医療看護専門学校(仮称)の学生用駐車場の対応 鳥取市が学校法人に対し、学生駐車場を近隣の日本海新聞社駐車場及び日ノ丸産業駅南駐車場で確保するよう要請した。																									

## 陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
25年-14号 (25.8.21)	福祉保健	<p>アルコール健康障害対策基本法(仮称) の制定を求める意見書の提出について</p> <p>西伯郡大山町富長70番地 特定非営利活動法人鳥取県断酒会 理事長 杉原 雄嗣</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコールに関する健康障害に対し、その総合的な施策を定めた法律がないのが現状である。</li> <li>・当県においては、アルコール依存症に対する施策として、下記の事業を実施している。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①鳥取県地域依存症対策推進委員会の設置・施策検討 医療・保健・福祉関係者及び当事者グループ（鳥取県断酒会など）の代表者等で構成する委員会を設置し、アルコール等依存症に対する効果的な施策について検討している。</li> <li>②相談支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 精神科医師等による定例相談会の開催（毎月1回開催）</li> <li>b) 依存症の家族を対象にした家族教室の開催（毎月1回開催）</li> <li>c) 障害者相談支援事業所等の相談担当者研修会の開催</li> <li>d) 各総合事務所福祉保健局（事務所）及び県立精神保健福祉センターにおいて相談対応を隨時実施</li> </ul> </li> <li>③普及啓発 依存症対策普及啓発用パンフレットの配布や新聞広告等による啓発を実施している。</li> </ul> </li> </ul>

## 請願(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
25年-16号 (25.8.30)	福祉保健	<p>年金2.5%削減中止を求める意見書の提出について</p> <p>全日本年金者組合 鳥取県本部委員長 増田 修治</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障・税一体改革に係る三党協議に基づき、平成24年臨時国会において、国民年金法等改正法案が成立した。これによって、マイナスの物価スライドを行わず、本来の年金額よりも高い特例水準となっている年金を早期に計画的に解消するため、平成25年10月から1%、平成26年4月から更に1%、平成27年4月から更に0.5%、年金を減額することとされた。</li> <li>・政府は、8月21日に、社会保障制度改革国民会議の審議の結果を踏まえ、社会保障制度改革推進法に基づく法制上の措置として、社会保障制度改革の推進に関する骨子を閣議決定したところであるが、この中で、公的年金制度については、いつ具体策を検討するか時期を明記していない。</li> <li>・年金制度の改革は、持続可能性、世代間の公平性などの観点から社会保障制度全体の枠組みの中で、国において総合的に検討されるべきものであり、今後、この骨子に掲げられた事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされていることから、その議論の行方を見守りたい。</li> </ul>

